

創業補助金公募のご案内(地域需要創造型等起業・創業促進事業)

起業・創業、後継者の新分野進出、海外市場進出への挑戦を応援します!

- 1. 補助対象者および補助内容**
 - (1) 補助対象者**
 - ①これから起業・創業する場合に補助限度額200万円(補助率2/3)
地域ニーズに対応し、独創的な商品やサービスを新たに提供しようとする方のチャレンジを支援します。
 - ②第二創業では補助限度額500万円(補助率2/3)
既に事業を営んでいる中小企業において後継者が先代から引き継いだ場合に、事業転換や新事業に進出する方を支援します。
 - ③海外市場の獲得を念頭とした創業は補助限度額700万円(補助率2/3)
事業は日本国内において興すものとなります。
 - (2) 補助内容**
創業及び販路開拓に必要な経費、人件費、店舗等借入費、設備費、広報費等に対して上記補助上限額、補助率に基づき補助を行います。なお、補助額が100万円未満の場合は、補助の対象外となります。
- 2. 公募期間**
平成25年12月24日(火)まで
※申請にあたっては栃木県産業振興センターのHPから事業計画書をDLしてご利用ください。
(<http://www.tochigi-iin.or.jp>)
- 3. 採択結果公表(予定)**
平成26年2月下旬頃
- 4. 受付先・問合せ先**
創業補助金申請についての個別相談会も栃木県足利庁舎で毎月第4火曜日の13時~16時に開催しています。お気軽にお問い合わせください。
(公財)栃木県産業振興センター
総合支援部新事業支援課
TEL: 028-670-2601
佐野商工会議所経営支援課
TEL: 0283-22-5511

中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト

<https://www.mirasapo.jp/>



『ミラサポ』を活用しよう!!

中小企業庁は、中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が複雑化、高度化、専門化する中で、相談ニーズにきめ細かく対応できる支援体制の構築が必要となつてきているため、国や公的機関の支援情報・支援施策をわかりやすく提供するとともに、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する支援ポータルサイト「ミラサポ」を開発した。

「活用1」
経営者の悩みについて、様々なジャンルの専門家のアドバイスを形式で更新。ビジネスでのちよつとした話題に使えます。(1)

「活用2」
自助努力のみでは解決が難しい課題の場、1企業年3回まで、専門家を負担ないで派遣できます。(3)

「活用3」
もつ経営者やその分野の専門家が地域ごと、またはテーマごとのコミュニティに参加することもできます。☆ご紹介した内容の一部は、会員登録または企業情報登録をしないと活用できません。

なぜ、あの会社は儲かるのか?のわけがわかる?

消費税増税に備えた売上アップ術

日時 12月19日(木) 14時~16時

会場 当所会議室

定員 50名(無料)

内容
・商品・事業・顧客の中から自社の強みを理解し、利益をもたらす優先すべき戦略の考え方・つくり方
・このような会社はこうすれば良い!売上利益アップの具体的なヒントと事例 ほか

詳しくは、同封チラシをご覧ください。

「経営・金融なんでも相談会」

当所では、佐野信用金庫と日本政策金融公庫との共催により、中小企業事業主の皆様のご悩みについて、ワンストップの相談会を開催します。行政書士や中小企業診断士などの専門家の相談も予定しております。

日時 12月6日(木) 13時~16時30分

会場 当所3階 大会議室

相談のお申込みなど詳しくは、当所経営支援課までお電話をお願いします。

事業に使える役立つ公的な支援メニューを分野別に探すことができます。

最新の補助金情報やアクセシブルな補助金情報などが掲載されています。(2)

自助努力のみでは解決が難しい課題の場、1企業年3回まで、専門家を負担ないで派遣できます。(3)

☆ご紹介した内容の一部は、会員登録または企業情報登録をしないと活用できません。

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

取引先の突然の倒産!まさかのときの資金調達先は準備していますか?

加入し、掛金を積み立てておけば...
回収困難となった売掛金(被害額)相当の資金を調達できます。(最高8,000万円まで)

「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。

共済制度のお申し込みは

佐野商工会議所

〒327-0027 栃木県佐野市大和町2687-1
TEL. 0283-22-5511 FAX. 0283-22-5517

平成23年10月から改正!

① 共済金の貸付限度額 : 3,200万円 → 8,000万円
② 掛金の積立上限額 : 320万円 → 800万円
③ 掛金月額の上上限額 : 8万円 → 20万円
④ 共済金の償還期間 : 一律5年 → 貸付額に応じて5~7年
5,000万円未満 5年
5,000万円以上6,500万円未満 6年
6,500万円以上8,000万円以下 7年
⑤ 早期償還手当金の創設

★掛金は損金(必要経費)に算入できます。

●本制度の詳細内容は、パンフレット・ホームページ等を必ずご覧ください

共済制度の運営機関

中小企業と地域振興をもっとサポート
独立行政法人
中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
共済相談室 TEL 050-5541-7171
URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

確認しましょう! 栃木県の最低賃金

718円

平成25年10月19日発効

特定の産業には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

~計画的な最低賃金上げを支援する制度「業務改善助成金」があります~

詳しくは、栃木労働局賃金室(028-634-9109)または、労働基準監督署にお問い合わせください。

第46回 優良勤続従業員表彰

優良勤続従業員40年以上	富田麻美子 (有)味噌まんじゅう
飯塚 昇 (株)カネコ	田名網史子 (株)安佐配送センター
町田恵美子 (株)クリハラ	若田部久子 (株)カネコ
優良勤続従業員30年以上	山 中 淳行 (有)藤倉自動車
福知 浩一 (有)ヒカリ事務機	寺内 和夫 (有)栄新工業(株)
優良勤続従業員20年以上	石塚 久夫 (有)工業(有)
荒居 由枝 (株)常盤製作所	桜井 勉 (有)工業(有)
山崎よし江 (株)カネコ	小島 文男 (有)工業(有)
池田たか子 (株)カネコ	笠間 徳子 (有)人事・労務
バルガスリケルメリアン	及川佐枝紀 (有)人事・労務
荒川えり子 (株)カネコ	横塚 定男 (有)藤倉自動車
優良勤続従業員10年以上	戸田 輝義 (株)カネコ
阿部 朋恵 (株)カネコ	葛西 和久 (有)安佐貨物運送
初谷 利佳 (株)カネコ	土澤ひろみ (株)安佐配送センター
優良勤続従業員5年以上	岩崎 剛人 (有)人事・労務
中島 光子 (有)おぐり	長谷川 清 (有)おぐり
佐藤 宏子 (有)味噌まんじゅう	山口 裕子 (有)藤倉自動車
澤田 光成 (株)カネコ	古屋 早苗 (株)カネコ
中里真由美 (株)カネコ	嶋田理恵子 (株)カネコ
番場留美子 (株)カネコ	小山百合子 (株)カネコ
嶋田理恵子 (株)カネコ	若田部久子 (株)カネコ
山名百合子 (株)カネコ	田名網史子 (株)安佐配送センター

人事・労務のスペシャリストである 田村社会保険労務士事務所

社会保険労務士4名が万全の体制でサポートいたします!

電話 0283-27-2677

助成金を活用したい 社会保険の手続き代行 就業規則の作成・見直し 労災・年金などの相談 給与計算・勤怠管理の代行 年金事務所、労基署の調査も対応します!

e-mail jinji@tamura-sr.jp HP [田村社会保険労務士](http://www.tamura-sr.jp) 検索

〒327-0831 栃木県佐野市浅沼町801

市役所(東仮庁舎)から徒歩1分!

太陽光発電、省エネ対策のことなら昭和電機へ!

佐野市で創業85年の信頼実績のある企業です。地球にやさしい電気の手順な使い方をアドバイス致します。

- 太陽光発電システム
- LED照明
- エアコンクリーニング
- 自家発電設備
- モーターメンテナンス

SHOWA 佐野市植野町1858
TEL 0283-22-3166(代)
昭和電機株式会社 FAX 0283-23-2131
URL <http://www.showaelc.co.jp> E-mail: info@showaelc.co.jp

忘年会 新年会

当日宿泊OK! バス無料送迎!

大型駐車場! 音響設備完備!

Aプラン お一人様 4,000円(税サ込)
Bプラン お一人様 5,000円(税サ込)

+ フリードリンク(アルコール含)

お一人様1,000円(税サ込)
URL: <http://www.marriage-sensui.com>
E-Mail: otoiwase@marriage-sensui.com
栃木県佐野市奈良沢町316

特典 10名様以上ご利用の場合 バスの送迎サービス!

ホテルマリア-谷仙水
ご予約・お問合せ0283-24-4828

中小企業投資促進税制の上乗せ措置のご案内

従来からの優遇措置の内容に上乗せ措置を創設し、投資をもっと応援します。

対象: 生産性の向上に資する設備装置
優遇措置: 30%の特別償却→即時償却可能に7%の税額控除→10%の税額控除
※産業競争力強化法が成立施行後に購入した機械装置が対象です。

※問合せ先 中小企業庁事業環境部財務課 (Tel 03-3501-5803)

はんこ専門店

実印・銀行印・みとめ印・会社設立印・ゴム印
厄除印(特別新印材使用)・シャチハタ印取扱店

誠美堂

佐野市堀米町3946-19(旧キンカ堂東)
TEL 23-3168・FAX 23-3866
<http://www16.ocn.ne.jp/~seibido/>